



耐震相談員 派遣制度

無料

戸建住宅・マンション・事務所などの建築物の耐震対策について、名古屋市の耐震相談員が現地へアドバイスに伺います。

利用条件

対象となる方

名古屋市内に建築物を所有している方、または賃借している方

相談できる内容

- 住宅を始めとする建築物の耐震対策に関すること（建築年は問いません）
 - ・耐震診断報告書や図面等を準備していただくと、より具体的なアドバイスを受けることができます。
 - ・昭和56年6月から平成12年5月までに建築された、在来軸組工法の木造住宅の「所有者等による検証」のお手伝いにもご利用できます。（裏面参照）

相談時間 ● 1～2時間

派遣費用 ● **無料**

申込期間 ● 4月～翌年2月末日
(2月末日消印有効)

申込方法

- 「耐震相談員派遣申請書」にご記入のうえ、**郵送・持参またはFAX**してください。
 - ・申請書は耐震化支援室に電話して取り寄せていただくか、または市のウェブサイトからダウンロードすることができます。

名古屋市 耐震相談員 検索



※申請書に消せるボールペンや修正液等は使用できません。

申込から相談までの流れ

申込み

申請書の提出後、手続きには1～2週間かかります。

相談員決定

「耐震相談員派遣決定通知書」が郵送で届きます。

日程調整

名古屋市が指定した耐震相談員から直接、電話連絡が入ります。耐震相談の日時を決めてください。（曜日は問いません）

相談の実施

耐震相談員が現地へ伺い、耐震相談を行います。

注意

この制度は、建物に応じたアドバイスを行うことを目的としており、耐震診断及び補強計画等を作成するものではありません。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2787 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



耐震相談員派遣制度のよくある質問

Q. 相談できる建物は？

A. 名古屋市内にある住宅（一戸建て、マンション、長屋、共同住宅など）や事務所などの建築物。（木造・非木造、建築年などは問いません。）

Q. 相談日時は？

A. 耐震相談員と申込者が日程調整して決定します。（土日・祝日も可能です。）

Q. 相談場所は？

A. 相談したい建築物の所在地、申込者の自宅等へ相談員が伺います。

Q. 耐震相談員はどんな人？

A. 以下の要件を満たす者です。

- ・建築士の資格保有者
- ・住宅の設計・工事に関する実務経験が10年以上ある者
- ・耐震診断や耐震改修工事に携わったことのある者

相談内容の一例

- 建物や図面を見ながら耐震のアドバイスを受けたい。
- 耐震改修工事の手順や方法がわからない。
- 耐震改修工事をしたいが、業者の選び方がわからない。
- 無料耐震診断の診断結果報告書の内容をもっと詳しく知りたい。



※耐震相談員は、中立的な立場で助言を行い、営利目的行為は禁止しています。また、個人情報の保護を遵守します。

お知らせ

熊本地震における建築物の被害をふまえ、国土交通省から依頼を受けた（一財）日本建築防災協会^{*}において、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された在来軸組工法の木造住宅を対象に、耐震性を検証する方法として「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」がとりまとめられ、同協会のホームページにおいて公開されました。

その中で、同協会が作成した「木造住宅の耐震性能チェック（所有者等による検証）」のリーフレットを利用すると、お住まいの住宅の耐震性能を簡易にチェックすることができます。リフォームなどを実施する機会に、ぜひご活用ください。

また、平成30年度より所有者等による検証のお手伝いとして、耐震相談員派遣制度をご利用できます。

※（一財）日本建築防災協会のホームページ

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

日本建築防災協会

検索